

令和9・10年度適用入札参加資格審査を受ける皆様へ（主な変更点）

秋田県建設部建設政策課

1 賃金水準の引き上げに関する評価方法等の変更

(1) 加点となる基準（増加率）の下限を引き下げました。

(変更前) 1.5%以上 3.0%未満 + 2%

(変更後) 0.75%以上 3.0%未満 + 2%

(2) 賃上げ実績の評価ケースを拡大しました。

(変更前) 「一人当たり俸給・給与・賞与等支払額を比較」のみ

(変更後) に加え、「～」を追加します。

「継続雇用している正社員への支給額を比較」

「時間外手当や賞与等を除いて比較」

「継続雇用している正社員の基本給の定期昇給等を比較」

提出書類等の詳細は手引きの109～110ページをご確認ください。

2 建設キャリアアップシステム（CCUS）導入に関する加点の廃止

令和8年2月1日以降に公告する県建設部発注工事において、CCUSの現場活用を原則とするため、加点対象外とします。

3 その他

申請書の様式を一部変更しておりますので、必ず秋田県のホームページから最新の様式をダウンロードして申請してください。

- ・入札参加資格審査様式（<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/93591>）